

令和6年3月

保護者様

朝霞市立朝霞第七小学校長
鈴木 康之

学校感染症における登校届の取扱いについて

保護者の皆様には、日頃より本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、朝霞第七小学校では、これまでお子様が学校感染症に罹患し、出席停止となった際には、登校を再開するにあたり、登校届を提出していただいております。

しかし、今般の新型コロナウイルス感染症における学校の対応に鑑みて、全ての学校感染症による出席停止について、登校する際の登校届の提出を求めないこととしました。

保護者の皆様におかれましては、学校ホームページの「学校感染症と出席停止の基準」を参考にしていただくとともに、医師の診断に基づいて登校を再開するようお願いいたします。

なお、学校感染症に罹患した際には、欠席連絡フォーム等にて速やかに①診断名②発症日③登校再開日を学校へ連絡いただくよう併せてお願いいたします。